いいね!! e-年調（イー ネン チョウ）

年末調整手続の電子化で業務の効率化

①年末調整手続の電子化とは？



2分で分かる！
年末調整の電子化！

電子化の概要 いいね!! e-年調
（1分56秒）

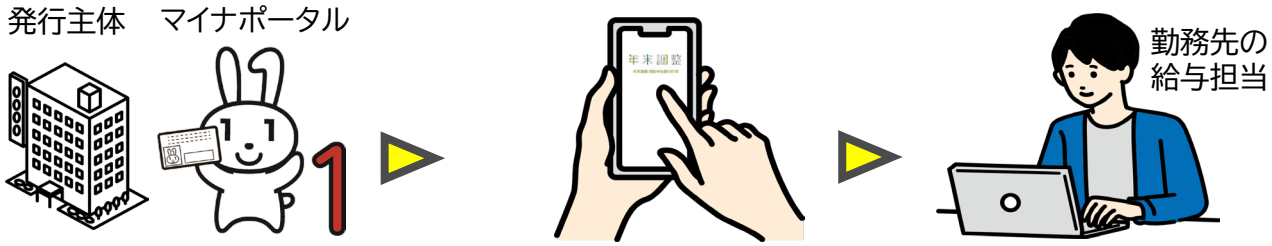
1. 年末調整に必要な控除証明書をデータ取得
2. 年末調整に関する申告書をデータ作成
3. データを利用して年税額を自動計算

②年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与担当）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！	① 手書きでの書類作成が不要！
② 控除額や添付書類のチェックが簡単！	② 控除額はソフトが自動計算！
③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！	③ テレワーク中の従業員も提出可能！
④ 書類の保管場所も不要！	④ マイナポータル連携を利用すれば、保険料等の控除証明書等をまとめて取得可能！

年末調整手続の電子化関係パンフレット等はこちら

③従業員による3ステップ



1．準 備
控除証明書等をデータで取得（※）

2．作 成
申告書をデータで作成

3．提 出
勤務先にデータで提出

※ 控除証明書等は、その控除証明書等の発行主体（保険会社等）から取得してください。
なお、マイナポータル連携を利用することで、控除証明書等のデータを一括取得できます。

マイナポータル連携を行うための事前準備については、こちらをご確認ください。

※ マイナポータル連携を利用するためには、マイナンバーカードが必要です。
マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

マイナンバーカードの有効期限や更新手続等の詳細は、こちらをご確認ください。

～年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）について～

国税庁では、従業員が利用する「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）を無償で提供しています。

これまで、年調ソフトについては、スマホ版及びパソコン版を提供してきましたが、スマホ版の利用が増えてきていることなどを踏まえ、**令和9年分以降**はスマホ版のみの提供となります。

現在、パソコン版の年調ソフトをご利用の場合には、スマホ版への移行をお願いいたします。

年調ソフトはこちら

国税庁 法人番号7000012050002 R8.9

自宅からできる！
確定申告はマイナポータル連携で自動入力!!

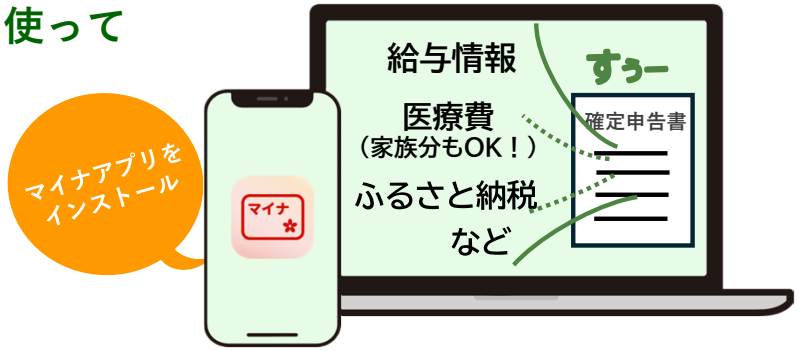
詳細はこちら！



マイナポータル連携ってなに？

1 マイナンバーカードを使って e-Taxで確定申告





スマホでもパソコンでもできます！

2 給与などの情報を申告書に自動入力・自動計算



書類の準備や入力が不要　入力ミスもなく安心　申告手続の時短を実現

給与情報のマイナポータル連携の方法はこちら

※ マイナポータル連携のご利用には**事前準備**が必要です。お早めのご準備をお願いします。

e-Taxに必要なものは？

◆ マイナンバーカード

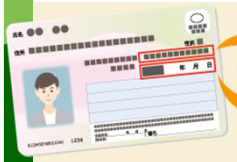
◆ マイナンバーカード読取対応のスマホ

※ マイナンバーカード読取対応のスマホがあれば、ICカードリーダライタは不要です！

◆ マイナンバーカードのパスワード２つ

❶ 利用者証明用電子証明書　数字４桁

❷ 署名用電子証明書　英数字６～16文字



マイナンバーカード有効期限

電子証明書有効期限

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください

＼こんな収入の申告漏れにご注意／



特に、副業等による収入の申告漏れにご注意ください！

詳しくはこちら

申告で困ったら、国税庁LINE公式アカウント

「LINE」はLINEヤフー株式会社の商標または登録商標です。

サポートたくさん！安心！

動画で確認　チャットボットに相談　HPで確認　電話で相談



友だち追加はこちらから

ID検索 @kokuzei

申告書の作成や疑問解決に役立つ情報にアクセスできます！

＼国税の納付も自宅から／



振替納税などのキャッシュレス納付が便利です！

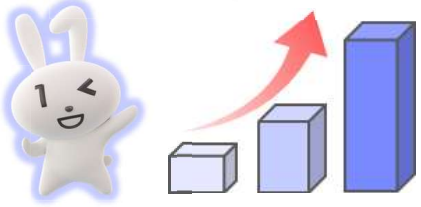
詳しくはこちら

国税庁　法人番号7000012050002

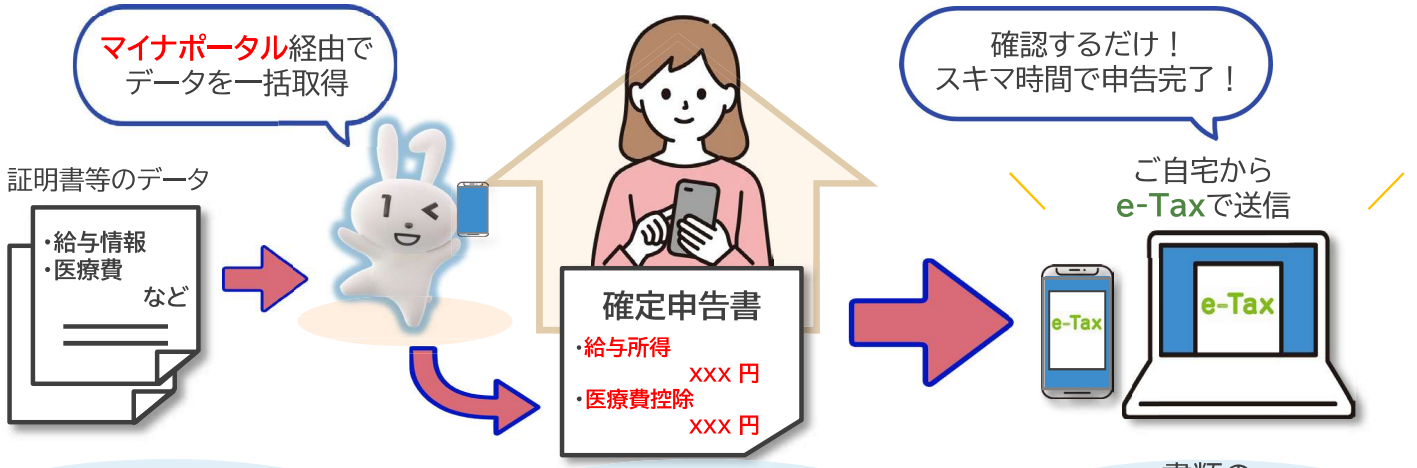
確定申告 まだ記入・入力していませんか？

マイナポータル連携でデータが自動で反映

利用者
400万人を突破!!
多くの方が利用しています



マイナポータル連携で 確定申告はここまでカンタンに…



給与情報や医療費等の
収集や集計が不要

該当項目へ
自動で入力！

書類の
管理・保管が不要

Pick up！

令和8年分の確定申告から

給与情報のマイナポータル連携をご利用できる方が大幅に増えます！



お勤め先が給与所得の源泉徴収票等をオンラインで提出している方は、

「給与所得の源泉徴収票」の情報が確定申告書に自動入力されます！

給与マイナポータル連携
【利用者用ページ】

*初回利用時には**事前準備が必要**です！詳しくは**コチラ！***

マイナポータル連携の対象はこちら

収入関係

- 給与所得の源泉徴収票
- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座年間取引報告書
- 生命保険契約等の一時金・年金
- 損害保険契約等の満期返戻金等・年金

控除関係

- 医療費※
- 寄附金(ふるさと納税 等)
- 社会保険料(国民年金保険料 等)※
- 生命保険料・地震保険料※
- iDeCo
- 住宅ローン控除関係

など

マイナポータル連携の詳細はこちら	連携に対応している証明書発行企業等はこちら	代理人登録の詳細はこちら

※ 事前にマイナポータルで代理人の登録を行うことにより、申告に含めることができるご家族の証明書等を取得することができます

マイナポータル連携を利用するための事前準備は裏面をご確認ください

国税庁　法人番号7000012050002

マイナポータル連携の利用には事前準備が必要です

手続に時間がかかる場合がありますので お早めの準備をお願いします

事前準備の詳細は国税庁HPをご確認ください

事前準備に必要なもの

- ✓ マイナンバーカード
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ
  - ※ スマートフォンのマイナンバーカードを利用することで実物のマイナンバーカードの読み取りが不要となります
- ✓ マイナンバーカードのパスワード
  - ① 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
  - ② 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）
  - ③ 券面事項入力補助用のパスワード（数字4桁）
  - ※ ②、③は取得する証明書等に応じて必要となります

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください

有効期限が切れている場合、e-Tax手続等のご利用ができませんので、お早めに市区町村窓口にて更新手続をお願いします

＞有効期限や更新手続等の詳細は、「デジタル庁HP」をご確認ください

電子証明書のパスワード（①、②）を忘れた場合やロックされた場合の対処法については、地方公共団体情報システム機構のホームページをご確認ください



事前準備の流れ

1 マイナポータルで利用者登録

すでにマイナポータルで利用者登録済みの方はログインします

利用者登録はこちら

マイナポータル

マイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）をインストール



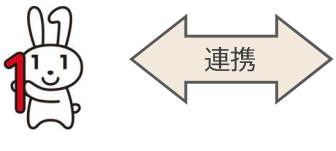
※マイナアプリへアップデートした場合は、マイナンバーカードを使った利用登録が必要です

2 「確定申告の事前準備」ページで取得したい証明書等を選選択



3 マイナポータルと民間送達サービス・e-Tax・ねんきんネットを連携

取得したい証明書等の種類に応じて、マイナポータルと民間送達サービスなどを連携します



民間送達サービス
（e-私書箱、民間送達・e-Tax連携サービス）
※「民間送達サービス」とは、インターネット上に自分専用のポストを作り、自分宛のメッセージやレターを受け取ることができるサービスです

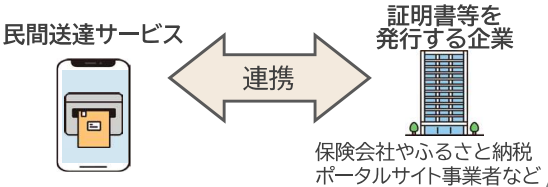
e-Tax

ねんきんネット

4 民間送達サービスと証明書等を発行する企業との連携

証明書等の電子交付サービスの利用登録や電子交付への同意を行い、企業との連携を行います

※ 手続完了まで数日かかる場合があります



5 e-Taxのマイページで情報取得希望の登録

給与所得の源泉徴収票情報等を取得する場合は、e-Taxのマイページで情報取得希望の登録等を行います



動画で見る確定申告

マイナポータル連携の事前準備の方法などを動画でご案内しています

事前準備が完了したら..

確定申告書等作成コーナーで自宅からマイナンバーカードでe-Tax！

このチラシには開発中の内容が含まれておりますので、実際の内容と異なる場合があります

R8.8

事業者の皆さまへ

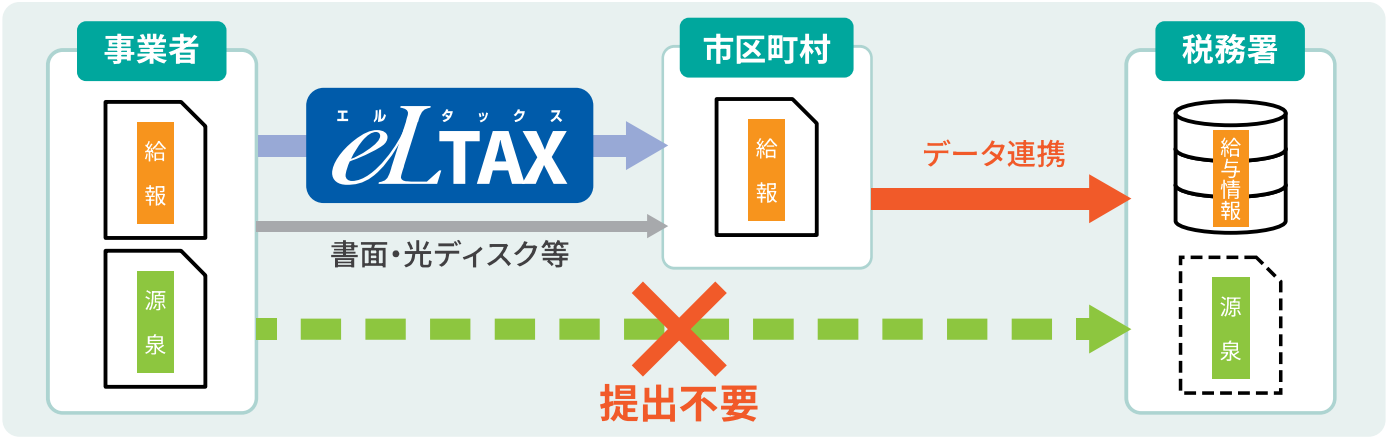
令和9年1月から 源泉徴収票の提出方法が変わります

改正の内容

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、それに伴い、提出範囲が給与支払報告書と同じになります（源泉徴収票のみなし提出の特例）。

つまり…給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、

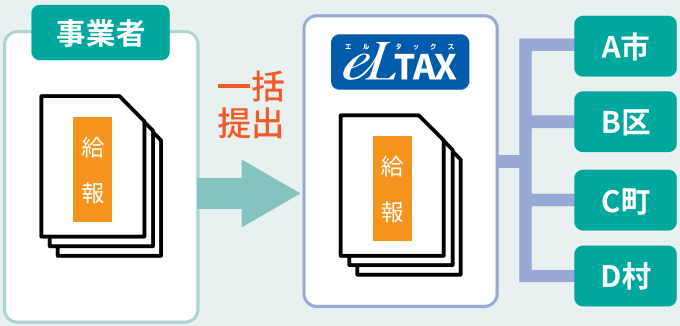
源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります！



給与支払報告書の提出はeLTAXで、業務負担を大幅軽減！

eLTAXを使えば、各市区町村へ自動振り分け提出！







国税庁　総務省　地方税共同機構 LOCAL TAX AGENCY

裏面もお読みください

まだまだあります！eLTAXで提出するメリット！

☑個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子データで受けとれます！

従業員への配付・郵送コストを削減することができ、業務のペーパーレス化につながります。

☑従業員の確定申告がさらに便利に！

令和9年1月以降、eLTAXで提出された給与支払報告書の情報がマイナポータル連携の対象となります！

ふるさと納税や医療費控除等で確定申告が必要な従業員の場合
マイナポータル連携により給与所得の情報が自動で入力されるため
入力ミスの心配もなく、簡単・便利に確定申告書が作成できます。



令和8年9月24日以降eLTAXが便利になります

サービス提供時間の拡大	24時間365日電子申告・電子納付等ができます！ ※メンテナンス時間を除く
GビズIDログイン機能の実装	eLTAX利用者IDとGビズIDを紐づければ、 以後はGビズIDでログインできます！

Q&A

Q. この改正は、何年分の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されますか？

A. 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されます。
※令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても、令和9年1月1日以後に、そのほかの源泉徴収票とまとめて提出する場合には、この改正が適用されます。

Q. 給与支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する必要はありますか？

A. 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を税務署に提出する必要はありません。
※ただし、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は6つの調書に対応する兼用様式のため、給与所得の源泉徴収票以外の調書を税務署に提出する場合は、提出する調書について記載した合計表を併せて提出する必要があります。

Q. 今回の改正を機に「給与支払報告書」のみを提出した場合、従業員はマイナポータル連携された給与情報を利用できますか？

A. eLTAXで提出された令和8年分以後の「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象になりますので、利用できます。
書面や光ディスク等で提出した「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象にはなりませんので、ご注意ください。
（「給与所得の源泉徴収票」を別途、e-Taxで提出する必要はありません。）
※給与情報を正しく連携するため、マイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不備がないようご注意ください。

参考リンク

制度改正の内容について（国税庁ホームページ）

eLTAXの利用方法について（地方税共同機構ホームページ）

給与情報のマイナポータル連携（国税庁ホームページ）

デジタル化に関する相談窓口一覧

相談内容	相談先	電話番号等
① 経営に関する一般的なご相談 商工会・商工会議所の会員の方はもちろんのこと、非会員でも相談可能な経営支援の相談窓口	お近くの**商工会**または**商工会議所** 右記のサイトから電話番号等をご確認ください	全国商工会連合会 全国各地の商工会WEBサーチ https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754
		日本商工会議所 商工会議所検索 https://www.jcci.or.jp/ccisearch/?page=cciSearch
② 経営に関する一般的なご相談 売上拡大や経営改善等の経営課題の解決に向けた提案や、適切な支援機関の紹介を行う相談窓口	各都道府県の**よろず支援拠点** 右記のサイトから電話番号等をご確認ください	よろず支援拠点全国本部 支援拠点一覧 https://yorozu.smrj.go.jp/base/
③ IT利活用に関するご相談 ITコーディネーター等のIT専門家とオンライン面談が可能な相談窓口	**IT経営サポートセンター** 右記のサイトから相談日時を予約	IT経営サポートセンターHP https://it-sodan.smrj.go.jp
④ デジタル化・AI導入補助金（旧：IT導入補助金）に関するご相談 業務の効率化やDXの推進に向けたITツール等の導入費用を支援	**デジタル化・AI導入補助金事務局** 中小企業デジタル化・AI導入支援事業コールセンター	デジタル化・AI導入補助金HP https://it-shien.smrj.go.jp 0570-666-376（ナビダイヤル） 050-3133-3272（IP電話等） 【受付時間】 (9:30-17:30 土日祝・年末年始除く)
⑤ 適正記帳による経営の合理化に関するご相談 青色申告会・納税協会の会員の方向けの相談窓口	お近くの**青色申告会** 右記のサイトから電話番号等をご確認ください ※個人事業者の方に限ります。	全国青色申告会総連合 窓口検索 https://www.zenaoirobr.jp/search/index.html
	お近くの**納税協会** 右記のサイトから電話番号等をご確認ください	納税協会 各地の納税協会（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県） https://www.nouzeikyokai.or.jp/kobetsu/osakashi.html

国税庁 法人番号 7000012050002

令和８年２月